

平成24年度「特許等取得活用支援事業」の公募について

平成24年1月16日
中部経済産業局地域経済部
産業技術課特許室

中部経済産業局(以下「局」という。)では、地域の中小企業・個人の知的財産活用を支援する中核として、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、弁理士、弁護士等知的財産に携わる様々な専門家(以下、「知財専門家」という。)や、都道府県等中小企業支援センター、商工会・商工会議所等地域の中小企業支援機関(以下、「支援機関」という。)と共同でその場で解決を図るワンストップサービスを提供する「平成24年度 特許等取得活用支援事業(中小企業等知的財産活用支援事業)」の実施事業者を、以下の要領で募集します。

1. 事業概要

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題(以下「課題等」という。)をその場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、知財総合支援窓口(以下「支援窓口」という。)として次に掲げる事業を実施する。

- ① 中小企業等の利便性が高い場所で課題等を一元的に受け付ける窓口を開設する。
- ② 中小企業等の知的財産に関する課題等を踏まえて、当該窓口で課題等をその場で受け付け解決を図る支援担当者(以下「窓口支援担当者」という。)を配置して、アイデア段階から事業展開、海外展開までの課題等に対するワンストップサービスを提供する。
- ③ 上記②の中で専門性が高く窓口支援担当者による解決が困難な課題等に対しては、知財専門家を活用して窓口支援担当者と共同で解決を図る。
- ④ 課題等に対して解決できる支援を効率的・網羅的に行うため、関係する支援機関やその機関の専門家等との連携を十分に図る。

- ⑤ 知的財産を有効に活用できていない(もしくは活用が不十分な)中小企業等の発掘を行い、知的財産の活用促進等を図る。
- ⑥ 上記のほか、本事業に必要な下記の業務を実施する。
 - i) 支援内容等を取りまとめたレポート(以下「支援内容報告シート」という。)の作成・提出及び支援実績の管理・集計
 - ii) 連携する支援機関との定期的な情報共有
 - iii) 本事業及び特許庁・局の施策の周知・広報活動
 - iv) 支援後のフォローアップ(アンケート調査、訪問等によるフォローアップ)
 - v) 支援実績を踏まえた事業評価
 - vi) 支援窓口全体の業務管理・統括等に必要な業務の実施
 - vii) その他局が必要と認める支援
- ⑦ 支援窓口で行う支援・業務を円滑かつ着実に実施するために必要な管理・実施体制を構築するとともに必要な人員、設備等を確保する。

2. 公募要領(企画競争)

応募希望者へは、9.記載の問い合わせ先にて応募を希望する県ごとの企画競争説明書を配布します。

3. 応募方法

(1) 応募資格及び要件

提案に係る提案書が提出できるのは、次の要件をすべて満たす法人とします。

- ① 公募説明会に参加し、事業説明を受けること。
- ② 契約期間を通じて本事業を実施できること。
- ③ 日本国内に事業拠点を有していること。
- ④ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑤ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名等の措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要求のいずれにも該当しないこと。

(2) 公募期間等スケジュール

- ① 公募期間:平成24年1月16日(月)～平成24年2月27日(月)
- ② 公募説明会:平成24年1月27日(金)
- ③ 審査結果の連絡:平成24年3月中旬
- ④ 契約、事業開始予定:平成24年4月2日(月)

(3)提出書類

公募要領で定められている提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに提出先に郵送又は持参してください。

① 事業提案書

事業を迅速かつ的確に実施できることが審査できるように、具体的な数値や図表等を用いて提案書類を作成してください。

② 提出期限

持参の場合は、平成24年2月27日(月)17時(時間厳守)までに(土・日曜日及び祝祭日は除く。)

郵送の場合は、平成24年2月27日(月)必着とします。

③ 提出先

事業提案書は、下記9.の問い合わせ先に提出してください。

④ 提出書類に関する注意事項

- ・受領した提出書類は一切返却しません。
- ・採択の可否にかかわらず事業提案書の作成等に要した経費は支給しません。
- ・部分提案は不可とし、提出後の変更は認めません。

4. 公募説明会

以下の日程で公募説明会を開催します。応募を予定する事業者の方は、事業者名、出席者名、出席人数、連絡先(電話番号)を、下記9.の問い合わせ先に平成24年1月23日(月)12:00までに登録してください。

なお、説明は応募を希望する県ごとに行うこととし、詳細な時間等は平成24年1月23日(月)17:00までに連絡することとします。

日時：平成24年1月27日(金) 14:00～

場所：中部経済産業局庁舎 4階資料保管庫

5. 選定方法

実施機関の選定は、外部の有識者のみで構成される第三者委員会で、事業提案書に基づき、「特許等取得活用支援事業の選定基準」の観点により総合的に書面審査を行い、必要に応じて提案者に対してヒアリング等を実施し、採択者を決定します。

6. 審査結果の通知

採択された申請者について、中部経済産業局のホームページで公表するとともに、採択、不採択の結果について、提案者に対し書面にて通知します。

7. その他

企画提案が採択された場合には「行政機関の保有に関する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)」に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。

8. 契約について

(1) 委託契約の締結

採択された事業提案書を提出した者との間で委託契約を締結することとなります。採択決定後、契約条件等の整理・準備を進め、平成24年4月2日付けで契約する予定です(平成24年度本予算が成立していることが前提となります。)。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、中部経済産業局との協議を経て、事業内容、構成、事業規模、金額などに変更が生じる場合があります。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から平成25年3月29日までです。

(3) その他

契約に関する条件等の詳細は、企画競争説明書で提示します。

9. 本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室

電話:052-951-2774

FAX:052-950-1764